

一般事業主行動計画書

平成26年10月1日

小林恒夫税理士事務所

■ 行動計画の趣旨

従業員が事務所での仕事と家庭での子育てを両立させることができ、従業員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分発揮できるよう、次のよう
に行動計画を作成します。

■ 計画期間

平成26年10月1日 から 平成29年9月30日 までの3年間

■ 目標1

産前産後休業・育児休業等、育児に関連する規程を整備して、事務所内での周知実施

(対策)

- ・ 外部専門家に委託し、育児休業関連の規程を整備
- ・ 事務所内での周知の実施

(平成26年10月)

■ 目標2

育児休業期間中の、国民健康保険料の全額補助の実施

(対策)

- ・ 育児休業期間中でも免除にならない国民健康保険料（注）を全額事務所が負担

(平成26年10月)

(注) 事務所が加入する、関東信越税理士国民健康保険組合は、社会保険（厚生年金）と取扱が異なり、保険料が免除になりません。そのため、事務所独自の制度として育児休業期間中の【国民健康保険料】を全額事務所負担とします。

■ 目標3

育児休業から復帰した後の、はたらきやすい職場環境の実現

(対策)

- ・ 子が小学校就学前までの間の、所定外労働の削減の実施
- ・ 子が小学校就学前までの間の、申出による所定外労働の免除の実施

(平成26年10月)

以上